

令和7年度 宮代町南高齢者相談センターの運営状況について

【宮代町南高齢者センターの概要】

■南高齢者相談センター設置日

令和7年4月1日

■高齢者相談センター(地域包括支援センター)設置数

南圏域に1箇所(北圏域に1箇所、町内2箇所設置)

■担当圏域 町内南圏域

(字東、字中、字金原、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、字中島、字道佛、
百間1～6丁目、宮代1～3丁目、川端1～4丁目、東姫宮1・2丁目、道佛1～3丁目)

■南圏域における高齢化率、高齢者人口の推移

	令和7年1月1日	年 月 日	年 月 日
総人口	18,112 人	人	人
高齢者人口(65歳以上)	5,476 人	人	人
後期高齢者人口(75歳以上)	3,313 人	人	人
高齢化率	30.23%	%	%

■職員配置 4名 内訳 : 社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、保健師2名

【令和7年度 活動報告】

1 介護予防・日常生活支援総合事業

① 指定介護予防支援事業、および介護予防ケアマネジメント業務

(法第8条の2第16項、および法第115条の45第1項第1号ニ)

要支援1、2と認定された者および介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的としてその心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業など、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センターが把握する情報の提供や提案などにより必要な援助を行う。

■ケアプラン作成実績

		7年度	8年度	年度	年度
ケアプラン作成	総実人数	251 人	人	人	人
	総延べ人数	2,187 人	人	人	人
うち直営分	実人数	120 人	人	人	人
	延べ人数	1,067 人	人	人	人
うち委託分	実人数	131 人	人	人	人

	延べ人数	1,120人	人	人	人
--	------	--------	---	---	---

・南圏域在住で要支援、事業対象の認定を受けた方が、適切にサービスを利用することができるよう、居宅介護支援事業所とも連携を図りつつ、ケアプランを作成した。

② 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号)

介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を定期的に行い、地域住民の介護予防への関心とセルフマネジメント力の向上に努める。

また閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、必要に応じて介護予防活動等へつなげる。

■介護予防教室（すてっぷあっぷ体操教室）の開催

・理学療法士の協力のもと、参加者の姿勢評価を中心とした介護予防教室（1コース4回年間4コース）を開催した。

	7年度	8年度	年度	年度
開催回数	16回	回	回	回
延べ参加者	129人	人	人	人

■高齢者実態把握調査の訪問

・南圏域内の健康状態不明者（健康診査受診歴、医療受診のない方）を訪問し、健康状態の確認と健診の受診勧奨を実施した。

	7年度	8年度	年度
訪問対象者(内会えた人数)	22件(17件)	件(件)	件(件)

2 包括的支援事業

① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス・機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

■相談対応及び専門的・継続的な相談支援

・地域の高齢者やそのご家族、近隣住民などから、高齢者の生活に対する相談窓口として、幅広い内容の相談受付、支援を行った。

相談内容	7年度	8年度	年度	年度
介護保険・介護サービスに関する相談	3,753件	件	件	件
福祉サービスに関する相談	237件	件	件	件
認知症に関する相談	101件	件	件	件
権利擁護に関する相談	13件	件	件	件
その他の相談	71件	件	件	件
見守り等	231件	件	件	件

■高齢者の地域訪問

・南圏域内における８０歳以上の一人暮らしを含む高齢者のみ世帯、その他訪問や見守りが必要と思われる方々に対し、地域の民生委員と訪問活動を行った。

	7年度	8年度	年度	年度
訪問対象者 (内会えた人数)	471人 (345人)	人 (人)	人 (人)	人 (人)

■災害時の対応についての体制整備

- ・職員連絡網を整備した。
- ・法人内の新規事業所となるため、法人BCPに事業所BCPを追加した。
- ・BCP研修、および訓練に参加した。

② 権利擁護業務（法第１１５条の４５第２項第２号）

地域の住民や、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

■高齢者虐待が疑われるケースや困難事例に対し、役場、関係機関との情報共有、個別対応を行った。

■身元保証が必要な方への相談対応、保証会社等の情報提供を行った。

■成年後見制度のチラシを作成し、制度周知や案内、相談対応を行った。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第１１５条の４５第２項第３号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行う。

■包括的・継続的なケア体制の構築に向けた取り組み

- ・「介護予防ケアマネジメント業務の流れ」の見直し、再作成を行った。
- ・北高齢者相談センターと合同で介護従事者連絡を開催した。

	7年度	8年度	年度	年度
開催件数	2回	件	件	件

■介護支援専門員に対する個別支援

- ・地域のケアマネジャーとのケース支援相談、サービス利用における連絡調整を行った。

	7年度	8年度	年度	年度
相談件数	327件	件	件	件

④ 地域ケア会議推進業務(法第115条の48第2項)

介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者等により構成される会議を開催し、個別事例の検討を行うとともに地域課題を把握し、政策形成に結びつける。

■自立支援型地域ケア会議の開催、事例提出及び参加

- ・令和7年度は6月より偶数月に5回、北高齢者相談センターとともに開催した。
- ・個別事例の提供、司会進行等の運営に携わった。

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業(法第115条の45第2項第4号)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を支援し、また地域の課題を抽出し対応策を検討することで、医療と介護サービスの一体的な提供に繋げる。

■在宅医療・介護連携会議、研修会への参加

- ・地域で開催する在宅医療、介護連携に関する研修会に参加した。

	7年度	8年度	年度	年度
課題抽出・対応策の検討会議	未開催			
医療・介護関係者研修会参加	3回	回	回	回

⑥ 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

地域の「自助」・「互助」の拡充を図り、住民主体のサービスが活性化されるよう、多様な主体が連携する場である協議体に参加し、地域資源の把握・共有を行うとともに、ボランティア等の担い手の養成に協力し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに努める。

■生活支援協議体会議への参加

- ・生活支援コーディネーター、保険者、介護サービス事業者、地域住民等が参加する生活支援体制整備に向けた会議（「協議体」）に参加した。

	7年度	8年度	年度	年度
参加回数	5回	回	回	回

⑦ 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

■認知症初期集中支援事業

- ・認知症初期集中支援チーム（新しらおか病院）による「認知症相談会」から情報提供を受

け、対応した。

- ・町主催「オレンジフェア」に認知症初期集中支援チームと参加した。

■認知症地域支援・ケア向上事業

- ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェ（「認知症について考えるカフェ」）を開催した。

	7年度	8年度	年度	年度
開催回数	11回	回	回	回

3 任意事業(法第115条の45第3項)

■成年後見制度利用支援業務

- ・総合相談業務で把握した高齢者に関する情報により、成年後見制度を利用することが望ましいと考えられるものについて、制度の説明、情報提供等の相談支援を行った。

	7年度	8年度	年度	年度
支援件数	10件	件	件	件

■認知症サポーター養成講座の開催

- ・地域における認知症に対する理解促進、地域の支え手を増やすため、認知症サポーター養成講座を開催した。

	7年度	8年度	年度	年度
開催回数	2回	回	回	回
受講者数	25人	人	人	人

■高齢者等給食配食サービス利用申請者実態調査

- ・高齢者等給食配食サービス申請者に対し、サービス利用に必要な訪問調査を行った。

	7年度	8年度	年度	年度
年間調査件数	2件	件	件	件

■緊急時通報システム利用申請者実態調査

- ・緊急時通報システム申請者に対し、サービス利用に必要な訪問調査を行った。

	7年度	8年度	年度	年度
年間調査件数	5件	件	件	件

【評価】

今年度より、宮代町から「宮代町地域包括支援センター事業」を受託し、宮代町社会福祉協議会内で「宮代町南高齢者相談センター」事業を開始しました。町内で地域包括支援センターが2カ所となり、新たに設置されたセンターとして、まずは地域の方々への周知、また関係機関とのネットワーク作りに努めています。

年度当初、宮代町北高齢者相談センター（地域包括支援センターもみの木）から南圏域在住の介護サービス利用者の申し送りを受け、担当事業所変更後も介護サービスが滞りなく利用できるよう引き継ぎを行いました。また地域に向け、センターのチラシ作成、南圏域のサロンへの訪問等により、周知活動を行っています。

徐々に地域でも認識していただけるようになり、連絡、相談件数も増えてくるようになりました。主にはご本人、ご家族からの介護サービス利用の相談ですが、民生委員や近隣住民からの見守り、安否確認等の相談も寄せられ、社会福祉協議会運営という特性も生かし、地域福祉担当とも情報共有しながら対応しています。

地域連携としては、介護従事者連絡会や地域ケア会議の開催、担当利用者への個別支援を通じて、町内外の介護保険事業所や関係機関とのネットワーク作りを行っています。

また民生委員との地域訪問や高齢者実態把握等により、直接相談につながりにくい方々への個別訪問、地域の実情の把握に努めました。

その他、地域の方々が参加する場として、介護予防教室（すてっぷあっぷ体操教室）や認知症カフェ（認知症について考えるカフェ）を開催。生活支援体制整備事業への参加など、町や北高齢者相談センターが従前実施していた事業についても継続しています。